第126回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 16 年 1 月 27 日 (火)

議事録

会議名		第 126 回杉並区都市計画審議会
日時		平成 16年(2004)年1月27日(火)午前10時~12時00分
出席者	委員	[学識経験者] 黒川・内田・村上・陣内・石川 [区民] ・徳田・・中村・坂野・栗原・・ [区議会議員] 岩田・河津・島田・藤本・・山崎・斉藤 [関係行政機関] 倉知・
	説明者	(政策経営部) (区民生活部) ・防災課長 (都市整備部) 部長・土木担当部長・建築担当部長・都市計画課長・まちづくり推進課長・拠点整備担当課長・住宅課長 土木管理課長・建設課長・交通対策課長・公園緑地課長・交通対策課長・・公園緑地課長・緑化担当課長・建築課長・審査担当課長・・・環境課長・・・環境課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
傍聴	申請	21 名
	結 果	21 名
配布資料		別紙のとおり
議事日程		別紙のとおり
審議経過・結果		別紙のとおり

審議経過及び結果

審議	東京都市計画道路(幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線) の変更について 東京都市計画公園(第6・5・9号高井戸公園)の変更について 東京都市計画緑地(東京都市計画第6号玉川上水緑地)の変更について 以上、3議案を一括し、東京都から資料に基づき説明を受け、審議した。
主な質疑	主に次の事項について、質疑した。 既存の都市計画決定の経緯について 都市計画変更案以外の案の検討について 高井戸公園の削減にかかる代替の措置について 放射5号線の必要性について
答 弁	東京都より、次のとおり回答があった。 昭和41年当時の記録等を調査したが、当時の玉川上水の周辺地域環境 には田畑等が多くあり、上水そのものが残ることもあり、現在ほど、み どりの保全という面で懸念することが希薄な状況であった。 早い時期から、採用可能な範囲で、十分な検討を行った。 準公園とした環境施設帯にみどりを増やす等、削減する量以上にみど りを確保する。 交通ネットワークの観点及び一般道路としての性格をもつ観点等から 必要とされる。

報告 なし

第126回杉並区都市計画審議会

日時 平成16年1月27日(火)

10:00~

場所 区役所第3・第4委員会室(中棟5階)

都市計画課長

本日は急な開催にもかかわらず、多数の方々にご出席いただき、ありがと うございます。定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。

なお、本日は、 委員、 委員、 委員の3名の委員の方々から、 所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。現在、16名の委員の方 がご出席されておられますので、第126回杉並区都市計画審議会は有効に成 立しております。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、ただいまから第126回杉並区都市計画審議会を開催します。

本日の会議記録の署名委員は、委員にお願いいたします。

最初に、本日の傍聴の申し出はありますか。

都市計画課長

様他20名の方々から、傍聴の申し出がございました。

会 長

傍聴については支障ないと思いますが、よろしいですか。では、傍聴の方もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長

本日の議題は、席上に配布しました次第のとおり、審議事項として「東京都市計画道路(幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線)の変更について、2番が「東京都市計画公園(第6・5・9号高井戸公園の変更について、3番が「東京都市計画緑地(東京都市計画第6号玉川上水緑地)の変更について、以上の3件でございます。

本日は、報告事項はございません。放射5号線にかかる3件の都市計画変更につきまして、集中審議をお願いしたいと存じます。

資料につきましては、お手元の配布資料の一覧の内容となっております。 東京都より一部差し替えたい旨の連絡がありましたので、説明に入ります前 に、ご確認いただきたいと存じます。

なお、本日の審議状況によりますが、これらの3件の都市計画の変更につきましては、次回2月17日の都市計画審議会で答申を賜りたいと考えております。また、前回もご説明させていただきましたが、東京都の方にお願いをいたしまして、都市計画法に基づく区長意見の回答期限を、平成16年3月15日に延長させていただいておりますので、あわせましてご報告させていただきます。

会 長

それでは、事務局より、本日おいでの東京都の説明者の紹介をよろしくお 願いいたします。

都市計画課長

東京都からお見えの担当の方々をご紹介させていただきます。説明者は前回と同じ方々でございます。

東京都都市計画局から都市基盤部長の さんです。同じく都市基 盤部街路計画課長の さんです。同じく都市基盤部公園緑地計画担 当課長の さんです。建設局から、道路計画担当部長の さん です。同じく建設局から、道路建設部道路計画担当課長の さんです。 他に説明の補助といたしまして、担当職員5名が同席しております。

会 長

お忙しい中、東京都の方々におかれましては、本日また当審議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから議事に入ります。前回の審議会で取り扱いましたように、放射5号線にかかる3件の都市計画の変更について、関連するものは一括して審議したいと思いますが、よろしいですか。

(了承)

それでは、本日の説明は、前回のこの審議会で委員から要求されたこと、あるいはそのとき少し不足したことや不明確であったことも含めまして、もう一つのお願いは、わかりやすく説明していただきたいと思います。説明が終わった後で、委員から質問あるいは疑問点があれば、どんどん東京都の方々にご質問していただいて結構ですが、時間の関係もありますので、両方ともなるべく要点を簡潔にしてください。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

都市基盤部長

大変貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。いま、会長からお話がありましたように、前回、委員の皆様からいろいろなご質問や資料の要求をいただきました。今日はそれを軸としまして、緑地計画の考え方とか、現計画案に至る経緯等につきまして、秩序立って説明させていただければと思っております。

公園緑地計画 担当課長 それでは、早速説明に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、放射第5号線並びに玉川上水緑地に関する内容につきまして、 お手元の資料とスライド、それと会場壁面に貼り出しました図面を用いなが ら、ご説明させていただきます。

説明にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料で、 資料1はA4で1枚、左上に「訂正版」と書いてございます。資料2は、「都 市計画緑地の概略図(玉川上水緑地)」、A4で6頁ございます。資料3は、 本日席上に配布させていただきました資料ですが、暗渠との境から牟礼橋ま での「都市計画緑地内の土地利用内訳」でございます。今回、会場の壁面に、 都市計画区域内の土地利用状況図をお示しさせていただいております。

お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。このレジュメにしたがいまして、ご説明させていただきます。

まず、玉川上水緑地の内容ですが、昭和 32 年の計画決定について、ご説明いたします。玉川上水緑地は、下流側の和泉 2 丁目の明治大学付近から上流側の久我山 3 丁目、牟礼橋までの延長 6.6 km、面積にして 15.98ha が、昭和 32 年 12 月に都市計画の決定がされております。今回変更する下流側の

暗渠との境となっている箇所から牟礼橋まで約1.3 km、面積にして3.11ha の区域につきましては、玉川上水の水路を含み、幅員が15.5 mから44 mまで、変化のある都市計画緑地となっております。この計画区域内における土地利用状況につきましては、お手元の資料3をご覧いただきたいと思います。

この表は、暗渠境から牟礼橋までの間の、都市計画緑地内の土地利用の内訳について、まとめたものでございます。この計画区域内の、いわゆる実際の緑地である玉川上水、それから遊歩道、それから公園・農地など、表の中の1段目から3段目をあわせた面積は2.13haとなっております。

次に、玉川上水緑地の計画変更の考え方について、ご説明いたします。東京都が、東京都都市計画審議会に諮問した、東京が目指す新しい公園緑地のあり方についての答申に沿ったものであるということと、玉川上水の保全及び緑地の連続性の観点からご説明したいと思います。

東京都は、平成15年10月に、東京都都市計画審議会から東京が目指す新しい公園緑地のあり方について、タイトルでは「東京らしい緑をつくる新戦略」として、答申を得ております。この答申では、東京らしい緑の形における緑の分類の中で、従来の公園緑地である都市公園、海上公園そして条例公園、児童遊園などとともに、それらを補完し、代替的な機能を担うものとして公開され、永続性が高く、ネットワーク化が可能な緑を積極的に評価し、それらを準公園として位置づけ、従来の公園緑地と新しく位置づけられた準公園とを含めた、新しい公園緑地の概念を構築いたしております。そして、従来の公園緑地を確保することのみならず、より多くの緑をより早く確保していくためには、準公園まで範囲を広げて確保していくことが必要であり、今後は、これらの緑を都民の身近にネットワーク化していくことが重要であるとしております。この準公園の中に、道路などの公共施設に設置される緑が位置づけられております。

玉川上水緑地の計画変更におきましても、玉川上水を含む、緑地の約3.1ha、これは現在の緑の2.13ha の約1.5 倍になりますが、それと今回放射5号線で整備される環境施設帯の緑、約1.5ha、あわせまして約4.6haの緑になります。これらの緑を軸として、玉川上水沿いの緑の保全と、整備による緑と水のネットワーク形成を図るものでございます。

それでは、壁に貼り出してあります土地利用状況図をご覧ください。前回 委員からご質問いただきましたが、暗渠との境から牟礼橋の間の計画区域、 先ほど申し上げましたが、この間の計画区域内の道路の状況など、土地利用 状況を今回この図面の中で示してございます。 まず、凡例について、ご説明いたします。今回、変更前の都市計画緑地はこの太線の点線になっております。それから、実線の太線のところが、都市計画緑地と変更後の都市計画緑地の線、25 m幅になっております。その外側に、現在50 mのラインと60 mのラインの都市計画道路の線が引いてございます。

次に色分けですが、玉川上水の部分が水色の部分になります。それから、赤い色の部分は、現在遊歩道として使われている部分となります。緑色の部分は、公園あるいは農地、樹林地になります。薄いピンク色の部分が宅地・工場になります。焦茶色のところが、現況で使われている道路の部分になります。この図を用いて、ご説明いたします。

玉川上水は、平成 15 年 8 月に国の指定史跡区域に指定されております。 その区域は、現在の既設柵がある内側ということになっており、この水色の部分に相当いたします。今回の変更区間の中には、民有地が既設柵に隣接している区域もあります。この一点鎖線沿いに既設の柵があり、これに貼り付くような形で宅地があるという状況になっております。この付近は民有地ですので、相続等の発生によって、土地の細分化あるいは市街地化が進んでおります。今回の計画変更によりまして、既設柵の外側に緑地として、公共空地を平均で大体 7 mずつ両側に確保すると考えておりまして、玉川上水の保全を確保することにより、図っていきたいと考えております。また、この広がった緑地空間は、公園として管理し、玉川上水の自然環境の保全に配慮した管理計画を立てて、維持管理していくことを考えております。

現在、玉川上水沿いに遊歩道がない部分がありますが、こういった赤で示されていない部分ですが、そういうところは遊歩道がありません。こうしたところにも、今回変更することによって、玉川上水の両側に遊歩道がきちんと整備されるということになり、散策などを通じて、玉川上水の自然環境に触れあい、親しむことができる空間が造成されるということになります。また、玉川上水緑地の植栽につきましては、武蔵野の植生と調和のとれたような植栽を考えておりまして、全体として、樹間が覆われたような、連続した空間ができるということになります。

次に、別の資料でご説明したいと思います。玉川上水緑地の断面構成です。これは前回の宿題になっておりました。「都市計画緑地の概略図(玉川上水緑地)」の「断面位置図」、資料2の1頁をご覧ください。この4カ所は、今回変更する区間で、既定計画と変更計画における緑地の幅員の増減が典型的な箇所を示してございます。「都市計画玉川上水緑地断面構成図」、資料2の2頁になっておりますが、これをご覧ください。この図面は、平成15年8月に文化財として指定されました国指定史跡区域が、既設柵の中に相当いた

します。それから、斜線の部分になっておりますが、平成 11 年 3 月に、都の自然保護条例で指定された歴史環境保全地域及び都市計画緑地区域の関係を示した概略図になっております。国指定史跡区域は、既設柵から既設柵までのCで表しております。歴史環境保全地域は、水道局所有の玉川上水用地を指定しておりまして、BからDまでの斜線で表しております。そして、都市計画緑地区域はAからEまでになっております。

次に、上の4つの図で表示してありますのが、断面の 1から 4における既定都市計画緑地の断面構成で、国の史跡区域及び歴史環境保全地域、いわゆる玉川上水用地との関係を表しております。国指定史跡区域の幅員は、Cの部分でおよそ10.5 mから14 mくらいございます。玉川上水用地である歴史環境保全地域は、国指定区域を含み、その外側までで、断面図に斜線を施した部分でございますが、B・C・Dの部分で15.5 mから18.5 mくらいまでの幅があります。既定計画の都市計画緑地区域は、 1のように、玉川上水用地と同じか、または、その外側までで、幅員合計で示しましたように15.5 mから44 mくらいの幅がございます。

下の4つの帯は、断面位置の 1から 4における変更都市計画緑地の断面構成で、幅の合計がすべて25mになっており、丸に棒の旗を立ててポールで示してございますが、既定都市計画緑地との関係を表しております。幅員合計の右側に既定計画との差を表してあり、プラスは変更計画の方が広く、1から 3は9.5mから1mの幅で広くなるということになります。一方、マイナスはその逆で、変更計画の方が狭くなりまして、 4では19m狭くなるということになります。

次に、各断面の説明を行いたいと思います。資料2の3頁をご覧いただきたいと思います。 1はNHKグラウンド付近になります。ここは、南側及び北側とも、既定都市計画緑地の外側に変更都市計画緑地が広がることになります。また、既定都市計画緑地と玉川上水用地の幅員が同じで、今回の変更区間約1.3kmの中では、既定都市計画緑地の幅員は15.5mと、最も狭いところになっております。南側では、国指定の史跡区域、玉川上水用地及び既定都市計画緑地の位置が同じで、既設柵の外側はすぐに宅地となっております。変更都市計画緑地では、南側は既設柵の外側に4m拡張いたしまして、北側では5.5m拡張したところになり、現在の宅地及び道路の一部が都市計画緑地ということになります。

資料2の4頁をご覧ください。 2は、久我山苗圃の付近の断面でございます。ここでの既定都市計画緑地と変更都市計画緑地との関係は、南側が広がり、北側が狭くなるということになります。南側は、国指定史跡・玉川上水用地と既定都市計画緑地が一緒になり、既設柵の外側は宅地になっており

ます。変更都市計画緑地は、既設柵の外側に 6.5 m拡張したところになります。北側は、反対に 3.5 m狭くなるというような状況になります。

次に、資料2の5頁をご覧ください。 3は、郵政宿舎があるところで、ここでの既定都市計画緑地と変更都市計画緑地との関係は、先ほど申し上げました 2とは逆で、南側が狭くなり、北側が広くなることになります。南側は2.5 m狭くなりますが、現況道路及び宿舎敷地の一部も緑地になります。北側は、玉川上水用地と既定都市計画緑地が同じ位置になっていまして、道路の外側に隣接する宅地の3.5 mのところまでが緑地ということになります。

資料2の6頁をご覧いただきたいと存じます。断面の 4でございますが、旧久我山水衛所跡で、ここだけが張り出した特殊な形になっております。ここでの既定都市計画緑地と変更都市計画緑地の関係は、 1と逆で、南側あるいは北側とも狭くなります。南側では大体 4.5 m狭くなります。現在の遊歩道の外側の宅地の一部が緑地になるという関係になります。北側は14.5 m狭くなりまして、旧水衛所の建物の一部までが緑地に入るということになります。

次に、既定都市計画緑地と変更都市計画緑地の土地利用状況について、ご 説明いたします。資料3の「都市計画緑地内の土地利用内訳」と壁面に貼り 出してあります土地利用状況図をご覧いただきたいと存じます。

まず、「土地利用内訳」の表をご覧ください。変更区間の既定都市計画緑地の面積は、表の中の合計に示してあり、約3.11haでございます。その土地利用状況は、先ほどお示ししたような、薄いピンク色の宅地・工場が0.63ha、表の4段目にあります。それから、茶色の道路が0.35ha、表の5段目になっております。水と緑以外の面積の合計は約0.98haとなっており、変更前の計画区域面積の約32%となっております。一方、変更都市計画緑地は0.01ha増えまして、3.12haになっております。土地利用状況は、先ほど申し上げた、ピンク色の宅地・工場が0.69ha、茶色の道路が0.32haとなり、水と緑以外の面積の合計は約1.01haということになり、変更後の計画区域面積の約32%、変更前・変更後とも、土地利用上は同じような割合になっているという状況でございます。

なお、変更都市計画緑地におきまして、岩通ガーデンの面積は、緑色の公園緑地、樹林地として実際にはカウントしておりますが、企業所有地になっていますから、永続性のある緑地とはなっておりません。今回の変更に応じて、全体では約1.01haの緑地になり、いわゆる永続性のある緑地として実際に整備されるわけでございます。また、今回の変更区間1.26 kmのうち、既定都市計画緑地で張り出した箇所の岩通ガーデンと旧久我山水衛所の合

計が大体 0.23ha で、この部分を除きますと、計画面積は全体では約 2.88ha となり、全体でならしますと、緑地の幅が平均では 23 m、現況では 23 mという状況になります。これは、都市計画上、実際には 0.01ha しか増加しませんが、今回の計画変更によりまして、平均的に 25 mになり、全体では 2 m広がるという状況になります。

以上のように、現在のところ、永続性のある玉川上水緑地として確保されている緑地空間は、現存している玉川上水の緑にすぎませんが、また、計画区域内において用地買収が必要となる面積は、水道局用地やすでに区道として使われている部分及び道路で先行買収してすでに工事となっている部分などを除いて、計画面積のおよそ4分の1に相当いたします。こうした事業を行う場合は、そのための財源確保が必要になってまいります。さらに、計画区域内には、地域の生活に必要な道路が含まれております。こうした生活道路の代替機能をどうするかといった問題もありまして、用地買収の財源確保のほかにも、生活道路の問題もございます。

現在、東京都の公園緑地事業は、都の財政状況を踏まえまして、重点的かつ効率的、効果的な事業推進を図っております。これによりまして、計画目標の達成に向けて努力しているところですが、具体的には、都市公園整備につきましては、東京構想 2000 の推進プランに位置づけられた「水と緑の骨格事業の形成」に寄与する6公園に加えまして、大震災時の救援復興活動拠点となる8公園について、重点的に整備を進めていくこととしており、重複している公園を除きますと、約11公園について整備を進めている状況で、玉川上水緑地については、重点的に整備する公園には含まれておりません。また、先ほども申し上げましたように、東京都が答申を受けました「東京が目指す新しい公園緑地のあり方」につきましても、その中では、東京都が主体的に取組む緑づくりにおいては、緑の軸となる河川や道路の整備にあわせて、緑を計画的につくり出すべきであると言っております。

こうした状況の中で、今回の放射 5 号線の道路整備にあわせまして、一体的に整備することによって、玉川上水緑地 25 mの範囲内にある民有地の用地買収は道路事業で行って、実際の管理は公園管理者が行うことを考えておりまして、懸案でした都市計画緑地の早期事業化というものが、着実に実現化していく運びになっております。

次に、高井戸公園の計画変更について、ご説明いたします。高井戸公園は、戦中になりますが、昭和17年1月に防空中緑地として計画決定されていて、昭和32年12月に東京都市計画公園緑地の見直しの中で、あらためて18haの公園として計画決定されました。現在、計画区域内には、NHKのグラウンドあるいは財務省のグラウンド、それから企業のグラウンド及び京王井の

頭線の富士見ヶ丘の検車区などがあります。いまだ、公園として開設されているところはございません。

今回の都市計画の変更は、高井戸公園と重複決定されている放射 5 号線の計画変更について、道路との調整を図ること、そして新しい公園緑地の概念である準公園、いわゆる道路の環境施設帯の緑、約 1.5ha の整備効果を生かすとともに、放射 5 号線の緑軸と神田川の水と緑の空間軸との連携を図ることによりまして、高井戸地域における緑のネットワーク形成を図るなど、17.4ha の公園に計画変更するものでございます。また、高井戸公園は、旧都市計画法で計画決定されていて、新法施行後、都市計画公園緑地としての体系としましては、運動公園として仮に位置づけられていましたが、今回の変更にあわせて、あらためて都市計画の告示番号を表示し、運動公園として計画決定するものでございます。

街路計画課長

続きまして、放射5号線について、ご説明させていただきます。

まず、放射 5 号線の A・B・C 案が前回議論になりましたので、その経緯につきまして、ご説明させていただきます。ご質問の中に、昭和 41 年の都市計画変更の理由、保健防火道路区域に放射 5 号線を変更した経緯とその理由を説明してほしいということがありました。まず、A・B・C 案作成までの経緯について、ご説明いたします。スライドをご覧ください。

放射5号線は、昭和 21 年に都市計画の決定がなされました。スライドで お示ししましたとおり、世田谷区北烏山付近までは、現在の甲州街道の位置 にありまして、そこから三鷹市境まで真っ直ぐ伸びておりました。一方、三 鷹 3・2・2 号線は、昭和 37 年に都市計画の決定をされました。図に示して ありますように、当時は吉祥寺通り付近までで、放射5号線とは接合してお りませんでした。その後、昭和 41 年、東京都の都市計画道路網を見直した 時点で、放射5号線と三鷹3・2・2号線を、区部と多摩地域を結ぶ主要な幹 線として整備するとともに、首都高速道路4号線を延伸して、中央自動車道 と接続する必要性も生じてきたということでございます。当時、甲州街道が、 すでに環状8号線まで幅員25mで整備されていたことから、甲州街道を再 度拡幅することはなかなか困難という認識に立ちまして、すでに玉川上水に 沿って幅 50 mで都市計画決定されていた保健防火道路の区域を活用し、首 都高速道路4号線と中央自動車道を接続するとともに、区部と多摩地域を結 ぶ主要な幹線として、放射5号線と三鷹3・2・2号線をあわせて接続するこ とを総合的に判断して、変更しております。これが、現在の放射5号線、三 鷹3・2・2号線の計画となっております。

次に、B案に決めた経緯ですが、総合環境アセスメント制度の施行段階に おきましてB案を採用しており、その経緯について、ご説明いたします。 すでに説明させていただいておりますが、まったく自由に路線を選べる周囲の状況ではないということと、この1.3 kmの区間のみが計画決定以降30年余りを経て、事業未着手のままという状況もありますので、ここに道路をつくらないというゼロ案、もしくは、まったくルートを変更してしまうというような案を採用可能な複数案に入れて評価することは適切でないと考えており、そうしたことから、A・B・C案の3案について、検討を進めてまいりました。

採用案の決定に際しましては、人とものの流れを円滑に処理する交通機能 及び沿道施設等への出入りのためのアクセス機能をあわせもつということ から、さらに環境に配慮した上で、一つは円滑な道路ネットワークの形成、 2点目は沿道利用の確保、3点目は防災機能の確保、4点目は社会・経済性 等の面から見て、A・B・C のいずれも、平面構造の3案を採用可能な案とし ております。さらに、玉川上水を保全し、あわせて沿道環境を守るためには、 全体としての幅員は 60 mを必要とすると判断して、B案を基本計画として 決定しております。複数案の検討の中では、玉川上水とその緑地を保全する 案として、トンネル構造や堀割構造についても、さまざまな面から検討して おります。このスライドは、総合アセスメントの施行手続における環境配慮 書、平成 12 年3月に提出している中で記載しているものですが、放射5号 線の本線をトンネルとした場合、都心側の導入部をこの図面でお示ししてお ります。上が平面図、下が断面図になっております。まず、道路ネットワー クについては、ここに交差する補助216号線という都市計画道路があります。 平面で交差できないため、結果的に、車は側道を通ることになり、地下案で は、円滑なネットワークの形成が図れないと考えております。

次に防災面ですが、平面案では、道路のどこからでも消防活動が可能です。また、避難路としても、利用が可能と考えております。それに対して、地下案ですが、本線からの消防活動はもちろん困難ですし、建物が倒壊して側道を塞がれた場合には、避難も非常に困難になると考えております。また、地下案では、玉川上水の保全が困難と考えております。大規模な地下構造物が、玉川上水に近接して、ちょうど玉川上水と重なる形で縦断方向に建設されます。工事中は、堀割構造部などでは、土止め用の壁を施工する必要があると考えておりまして、それに伴い、玉川上水の法面への影響がかなり懸念されると考えております。

次に、緑の確保についてです。地下案では、既設柵内の緑はそのまま残りますが、環境施設帯は設置しませんので、築堤の緑を設けないなど、確保できる緑は平面案に比べて約3割程度少なくなります。さらに、地下案では、地下への出入口部で大幅な拡幅が必要となり、関係権利者や用地買収面積も

多くなってしまいます。また、トンネルや堀割、換気塔などの大規模施設が必要となり、平面案に比べて事業費が約2倍に増大するとともに、景観面などにおいても、対策が必要となると考えております。

続きまして、これらの平面構造案と比較してまとめたものが、この表でございます。左に比較する項目、真ん中が平面構造案、右が地下構造案となっております。はじめに、道路ネットワークにつきましては、平面案では円滑なネットワーク形成が可能ですので「」になりますが、地下構造では先ほど説明いたしましたように、側道を経由しないと本線に入れませんので、評価は「」としております。防災機能につきましても、平面道路である場合はどこからでも消防活動ができますし、避難も可能ということで「」ですが、地下案ではなかなかそれが困難ということで、「」にしてあります。また、玉川上水の保全ですが、平面案では構造上も施行上もほとんど影響がありませんが、地下案の場合は、掘削に伴う地盤沈下の影響を抑えるための対策が非常に難しいことから、「」の評価となっております。

次に緑の確保ですが、平面案では既設柵の緑はそのまま保全されるほか、 新たな緑地や環境施設帯を新設しますので「」としました。地下案の場合 は、既設柵内は同様に保全されますが、新たな緑地は少なく、環境施設帯も 設置しませんので、平面案に比べると、「」となると考えております。

さらに、社会・経済性についてですが、平面案では新たな橋梁を除けば、トンネルなどの大規模な施設を造る必要はなく、事業費も約330億円で済みますが、地下案の場合はトンネルや掘削、さらには換気塔などの大規模な施設が必要となり、地下への出入口部では拡幅の必要が出てくるということから、事業費も平面案の2倍ほどになりますので、評価は「×」となっております。

以上のことから、総合的に評価いたしますと、平面構造案は採用可能な案になりますが、地下構造案は採用が極めて困難と考えております。また、前回の都市計画審議会におきまして、都市計画公園区域と道路区域の重複について、新宿御苑トンネルの例示がありましたが、今回の変更区間と比較いたしますと、まず、道路ネットワークの形成の面から見た場合、御苑地区では交差する都市計画道路がないということで、地下化してもネットワーク形成には支障はないと考えております。

次に、沿道利用の確保の面ですが、御苑地区では、南側がすべて新宿御苑で公園であるため、沿道利用は北側に限定されております。北側は既存の区道で、沿道利用が確保できるので、本線の地下化は、ある意味で、そこに影響なく可能でした。また、緑地等の保全の面からみた場合ですが、御苑地区では道路を地上に整備すると、公園の中の緑地を残せなくなるため、地下が

どうしても必要ということです。一方、久我山地区ですが、平面構造でも、 玉川上水とその緑地を十分保全できるということで、地下化という手立てを とらなかったということです。このようなことからも、必ずしも新宿御苑と 整合がとれていないということではなく、道路の整備と緑の創出ということ で、地区ごとに判断して、こうした手立てをとっているということでござい ます。

次に、住民説明会、意見聴取等の経緯に関してご質問がありましたので、 ご説明させていただきます。これまで、総合アセスメントの手続から都市計 画の変更及び条例アセスメントの手続に至るまで、意見数及び地元住民団体 などとの話合いの回数等を経過として整理してあります。平成 12 年に総合 アセスメントの手続を行った際には 2,290 通のご意見をいただき、玉川上 水の保全の面から事業を懸念する旨の、印刷による同一のご意見がありまし て、大半を占めております。また、平成 13 年に土地計画素案及び調査計画 書を作成いたしましたが、その段階では調査計画書の意見として、11 件のご 意見をいただいております。その後も、都市計画案の意見書、環境影響評価 書案の意見書として、それぞれ 15 件及び 19 件のご意見をいただいており、 総合アセスメント時の意見数と比べて、格段に意見数が減ってきております。 そのご意見の中には、玉川上水の保全を求める意見のほか、約40年も建築 制限がある現状について訴える意見や、早期着工を求める意見もいただいて おります。一方、すでに事業化に先立って、先行買収をさせていただいた用 地もございます。これは、必要買収面積の約1割をすでに占めております。 また、現在、先行買収は実施しておりませんが、その実施を締め切った後も、 多数の方々から買収希望がありまして、こうした分も含めますと、現在都市 計画変更に伴い必要となる買収面積の4割を占めるといった状況です。

このように、早期事業化を望まれる切実な声を多数伺っていることも事実で、都としましては、ご期待に十分沿えず、ご不便・ご迷惑に対し、何とかご理解いただきたいという方々に対して、行政として一刻も早く計画を実現し、ご要望に応えていく必要があると考えております。さらに、地元住民団体の方々との話合いにつきましても、平成 11 年から総合アセスメント施行時期から、延べ 19 回実施して、意見を伺ってきております。また、この区間の西側で、平成 16 年度から事業化を予定している三鷹 3・2・2 号線の事業説明会では、地域の住民の方のご意見の中に、三鷹 3・2・2 号線を整備することで、暫定的に人見街道に接続するということで、人見街道の渋滞や交通事故を懸念しており、放射 5 号線の計画があるなら、一体的に整備すべきというような意見も出ている状況でございます。

次に、道路ネットワークの必要性と効果について、ご説明させていただきます。このスライドですが、東京都の主要幹線道路とその整備状況を示したものでございます。都心と多摩地域を結ぶ幹線道路は、甲州街道と放射5号線、東八道路及び青梅街道の3路線で計画されております。しかし、現状では、放射5号線・東八道路は、杉並区から三鷹市にかけて寸断されております。一方、周辺の環状道路である環八通りは平成17年度、山手通りは平成18年度、多摩の南北道路である調布・保谷線は平成22年度の完成を目指しております。この区間が整備されれば、区部と多摩地域を結ぶネットワークが形成され、利便性が格段に向上すると考えております。

東八道路の整備状況ですが、昭和 32 年より小金井市内から着工して、長年の努力によりまして、現在まで、三鷹市牟礼 5 丁目から府中市石原町 1 丁目までの約 12 kmが整備されております。この整備には約1,000 億円を投じてきております。現在では、本区間の西側になる三鷹市牟礼 5 丁目から 1 丁目の 500 mが事業中で、用地買収、工事着工をしております。また、さらに、本区間と隣接する 500 mにつきましては、平成 16 年度に事業に着手する予定で、現在測量作業を進めているところでございます。

次に、甲州街道の渋滞状況をご説明させていただきます。この付近の甲州街道ですが、非常に狭い幅員の中で、現在5万から6万台の交通量を処理しておりますが、放射5号線の整備により、交通量がおおむね3万~5万台程度に減少するものと予測しております。これによりまして、大気、環境の改善、騒音の改善などが図られるものと期待しております。こうした状況の中で、周辺の渋滞状況です。これは、私どもの資料ではなくて、いわゆる市販の道路地図で、「抜け道マップ」と呼ばれているものです。当地区の周辺の頁を紹介しております。ちょうど真ん中付近に、玉川上水があります。その下、中央道、甲州街道があります。薄くピンク色で塗られた丸印が渋滞規模の目安を表示している図面です。

緑色の実線、これが抜け道と呼ばれているものです。緑色の点線は、裏道と呼ばれております。赤の矢印が、渋滞道路を示しています。これは、市販のもので、会社で判断したということです。ご覧のとおり、環八通りから西側の甲州街道は、渋滞道路の表示がされていて、放射5号線と接続する東八道路についても、渋滞道路の表示になっております。一方で、区境通りは、東八道路と放射5号線の抜け道として紹介されるなど、この区間の未整備が原因となる問題が、こうしたところからも営利目的で利用されているなど、由々しき状況にあります。こうしたところからも、都としましては、何とか幹線道路のネットワークを完成させなければならないという使命を再認識しております。

生活道路のこうした状況で、事故状況を示したのが、次のスライドです。このスライドは、東西方向の生活道路である区境通り、人見街道、三鷹台駅前通りなどの事故状況を示しております。これらの道路では1km当たりの人身事故件数が年間8件以上となっていて、東京都の一般道路の平均に対して、2倍以上という状況になっております。このように、生活道路に通過交通が入り込むことにより、交通事故が多発しているという状態でございます。

こちらに、周辺の小中学校の通学路を示しております。青色の箇所が小学校、赤色の箇所が中学校を示しており、緑色の線が通学路を示しております。ご覧のように、区境通り、人見街道が通学路に指定されております。現在、区境通りや人見街道を通学路として利用している児童及び生徒たちが、放射5号線の整備によりまして、通学路としての区境通りや人見街道の通過交通を減らすことはもちろん、放射5号線を通学路として利用することにより、歩道と車道が完全に分離され、安全性の向上と単純な経路による通学路の設定が行えるという効果もあると考えております。

次に、渋滞解消効果についてでございます。放射5号線の整備によって、 甲州街道の交通が放射5号線に転換され、環八通りとの交差点から渋滞が 3,100 mの状況から 1,500 mになり、甲州街道の渋滞が約半分に緩和され ると考えております。また、放射5号線の整備により、環八通りとの交差点 からの渋滞が2,720 mから 550 mに緩和されると試算しており、区境通り の渋滞も緩和されるという状況です。このように、放射5号線の整備により、 東西方向の路線での渋滞が緩和されると考えています。当然、こうした渋滞 が解消されますと、時間短縮効果が出てまいります。放射5号線の整備によ りまして、多摩地域からの都心アクセスがきわめて良好になるということで、 例えば、三鷹市役所から環七・大原交差点までの朝の混雑時の移動時間が、 現在 51 分程度かかっていると考えていますが、これが 25 分程度に、約半分 に短縮されます。また、甲州街道の渋滞緩和に伴いまして、調布、世田谷北 部から都心への所要時間が短縮されるということで、世田谷区烏山総合支所 から、いま申しました環七・大原交差点まで31分から21分と、3分の2に 短縮されるということで、東西方向の移動時間が大幅に短縮すると考えてお ります。

緊急施設と道路の現況を次にお示ししています。総合病院や消防署などの緊急施設と道路現況でございます。東西方向では、阪神大震災でほとんど車両の通行不能になった8m未満の細い道路が多く、緊急時に十分な救助活動が期待できないという状況があります。また、杏林大学病院など、緊急施設までのアクセス道路が不十分であるため、緊急の搬送などに支障となる場合があると考えています。このような状況に対しまして、東京都としましては、

この道路をできる限り、早期に整備していく必要があると考えております。次に、景観軸の議論がございました。周辺の緑環境の骨格となる道路整備と、私どもは考えておりまして、スライドで点線の箇所が景観基本軸の区域です。玉川上水の両側の黒の実線が 60 mの道路計画の区域を示しております。景観基本軸は、玉川上水を中心として、両側約 100 mの範囲で、これより、上流の羽村取水口までが玉川上水景観基本軸として指定されています。緑で塗り潰した箇所が、現状の緑の植生状況を示しております。この区域で、全体の面積に対して、おおむね 2 割から 3 割のまとまった緑が存在しているという状況です。これが、計画緑地の整備と一体となった放射 5 号線の整備によりまして、道路整備をしながら、同等の緑地を将来にわたり、確保することができると考えています。ご覧のように、準公園としての位置づけをしております環境施設帯の築堤などの植栽を含めまして、玉川上水緑地と放射 5 号線の緑が繁茂し、緑の連続性と統一感がある景観を作り出す骨格となると考えております。

玉川上水基本計画、景観基本軸基本計画におきましても、玉川上水沿いの 緑道に統一感がある景観を作る、それから玉川上水と並行する道路の環境整 備を行い、玉川上水と一体となった景観を作る、さらには、玉川上水の自然 環境と人々のふれあいの場を増やす、という基本方針を打ち出しております。 放射5号線の整備にあたりましては、玉川上水沿いの緑道と統一感のある景 観を作るということに関しましては、既設柵の外側に新たに整備する緑地の 緑化にあたって、周辺の武蔵野の緑の植生と調和した植栽となるように配慮 してまいりたいと考えています。また、並行する道路の環境整備を行って、 玉川上水と一体となった景観を作るということに関しましては、車道の外側 に整備する環境施設帯にもできるだけ高木を植栽しまして、樹木の樹間、広 がりが連続した景観になるように努めてまいりたいと考えています。さらに、 玉川上水の自然環境と人々のふれあいの場を増やすということに関しまし ては、玉川上水沿いの遊歩道がない区間につきましても、新たに遊歩道を整 備し、散策などを通じて、玉川上水の自然とのふれあいができるようにする、 また、ホタル祭りなどの開催にあたっては、環境施設帯及び遊歩道を会場と して活用できるように配慮するなど、この基本方針を踏まえた景観軸づくり に努めてまいりたいと考えています。

周辺の環境保全、景観保全に関する都の役割についてでございます。スライドにお示しした写真は、昭和 22 年に撮影された、この周辺地区の航空写真です。玉川上水が、画面中央付近を左右に流れていることがわかります。当時、玉川上水の両岸では、ほとんどが畑であったということが掴めると思います。NHKグランドにつきましても、当時は畑であったという状況です。

また、人見街道沿いや岩通通り沿い及び岩崎通信付近では、当時から人家があり、開発されていたこともわかるのではないかと思います。玉川上水の緑については、かなり少ない様子がわかります。また、人見街道、牟礼橋付近、岩通ガーデン付近にはまとまった緑が存在していたという状況でございます。

次に、昭和 54 年に撮影されたものです。ご覧のように、人見街道沿いや岩通通り沿いと岩崎通信周辺の宅地化が進みまして、畑などの農地が随分少なくなってきて、NHKグランドなどの運動場も整備されていたことがわかると思います。玉川上水周辺の緑については、写真を見る限り、それほど変化が出ていないというように見えます。むしろ、もともと畑であったところの宅地化が進み、住宅が玉川上水のすぐ脇まで迫った状況が伺えるということでございます。

平成4年の航空撮影です。ご覧のように、昭和54年の状況とほとんど変わらない状況でございます。放射5号線の整備にあたりましては、先ほど申しましたように、景観づくりの基本的方針を踏まえまして、玉川上水を中心とし、放射5号線をその骨格軸として、既定の50mの計画区域をさらに10m、幅を厚くしまして、60mの計画区域を公共空間として確保した上で、積極的に緑の保全に努めて、都市計画で定めた区域の中で、当地区にふさわしい緑と水のネットワークを構築していくとともに、その周辺地域につきましても、地元の理解が必要ですが、杉並区と知恵を出し合い、手を携えながら、景観に配慮した土地利用を実現するため、都としても尽力していきたいと考えております。

次に、説明に盛り込めなかった前回までのご質問の件について、何点かお答えさせていただきます。前回ご質問いただいて、今回いままで盛り込めなかったものに、環境データと、環境影響評価書の中で「著しい」という表現が使われているがどういう意味なのかという2点のご質問がありました。

現況の環境データについてでございます。スライドにお示しておりますが、現況の実測データは、久我山駅の北側、久我山五丁目に設置してあります東京都環境局の常時一般環境局データを使用しております。この杉並一般局の平成12年度調査の大気のうち、NO2は年平均値で0.028ppm、年間98%値で0.05ppmです。現在、私どもで予測している、ここの場所と同一ではありませんが、放射5号線の沿道で、平成24年ですと98%値で0.047ppmです。平成32年ですと0.047ppmとほぼ同じでございます。やや、ここの地点の現況値を下回ります。ちなみに、環境基準は0.06ppmです。また、SPMの現況値でございますが、同一の杉並一般局ですが、年平均で0.04mg/m³、年間2%除外値で0.08mg/m³となっておりまして、私どもの予測

ですと平成32年で0.086mg/m³という形で、これも環境基準は0.1mg/m³になっていますので、一般局のものと比べやや増えますが、環境基準の数値は下回ると考えております。

当該区域に隣接して、杉並区が久我山苗圃でデータを測定しております。常時観測データでNO $_2$ だけしか測定していませんが、平成 12 年度平均 98%値で 0.026ppm、年間平均 98%値で 0.046ppmとなっています。先ほど申しましたように、98%値を予測値としていますので、私どもの方は 0.047ppm、0.048ppmということですので、0.002ppmないしは 0.001ppm増えているという形が読み取れます。

以上、これらの値は、 NO_2 の環境基準である 95%除外値 0.06ppm、SPMの環境基準値である年間 2%除外値の 0.1mg / m^3 をいずれも下回っていると考えております。

事業者で実施した現地調査は、スライドにお示しします当該地区間の 1 のポイント、 2 のポイントで観測・測定しました。 NO_2 の方は、先ほど申しましたように、 1 の地点で、これは四季の平均値ですが 0.026ppm、

2 の地点で 0.028ppm、S P Mの方は四季の平均で 0.039mg / m³、 2 が 0.042mg / m³となっています。

騒音についてですが、 1の地点の昼間で 42dB、夜間で 38dB となっています。こちらの方の私どもの予測値は、平成 24 年で昼間 58dB、夜間 55dB、

2の地点の現況でございますが、昼間で 44dB、これが予測では 59dB、夜間で 42dB が 56dB となっています。デシベル数でいうと、ある程度もちろん車を通して行きますので、それなりに増えてきております。ただ、目安としましては、私どものパンフレットの中にも使っておりますが、30dB とか 40dB というのは静かな図書館の中の感覚でして、50dB というのが静かな公園という感じで考えており、いずれにしましても、環境基準はクリアーしていると考えております。

振動の方ですが、 1 の地点で、昼間で 31dB、 2 の地点で、昼間で 32dB、 夜間はいずれの地点も 30dB というのが現況でございます。これに対して、 将来は 52dB、それからどの地点も 52dB ないしは 51dB というような状況でございます。

「著しい」というのはどういう意味かということですが、環境影響評価で用いる評価の指標でございますが、東京都環境影響評価技術指針、以下「技術指針」と申しますが、これに基づきまして設定しています。定量的な予測評価が可能なものについては、できるだけ具体的に記載しようと考えておりますが、水環境、生物、生態系、史跡文化財、自然とのふれあい活動の場などの項目につきましては、なかなか定量的な予測評価が難しく、定性的な扱

いが必要になると考えております。

「著しい」影響とは、社会通念上、一般的に地域住民の方々の生活及び自然環境などにとって、受忍し得ない影響を及ぼすということで考えておりまして、本事業では、工事施行中における建設機械の稼動や工事完了後における自動車走行などによりまして、周辺地域に与える影響が評価の指標に掲げる方針・指針などから大きく逸脱する場合や、評価の指標に掲げる規定や規則などを遵守できない場合を想定していると考えております。

私の方からの説明は、以上でございます。

都市基盤部長

以上で、前回いただきました事項につきまして、説明を終らせていただきます。東京都としましては、一刻も早くこの計画が実現できるように努力してまいりたいと思っております。都市計画審議会の委員の皆様方のご理解を賜りますように、最後にお願いしたいと思っております。以上、説明を終わります。

会 長

どうもありがとうございました。どうぞ委員の方々、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。どなたからでも結構です。

委 員

時間が限られているので簡単に。一番最初に質問するのは、原点を確かめたいということです。先ほど、昭和41年に計画変更があったということで、その理由をご説明いただいたわけですが、道路の方からの説明だけで、道路の方はたしかにこちらに東八道路が来て、甲州街道が非常に混雑しているということであれば、道路の論理からいえば、非常に適切な場所であると思いますが、いま問題になっていますのは、国指定あるいは景観軸になっていますように、緑地環境の保全と道路の問題がどういう議論があって、こういうことになったかという両方の視点がないと、お答えしていただいたことにならないと思うのです。

私は、質問をした関係で、玉川上水が東京府あるいは市・都におかれまして、どのように保全されてきたかということを調べました。一番古いのは1913年10月の東京市会の本会議で出されております。その後、東京緑地計画というものが延々ありまして、今日その原本を持ってきておりますが、これを見ますと、昭和13年4月に出ている東京府土木部土木庶務課が出しております。その後戦災復興、それに伴う緑地地域ということで、要するに緑地として玉川上水を守る動きというのは、東京都におかれましては1913年より、つまりほぼ100年の歴史をもって、いろいろな形で守られてきているわけです。今回も、国の指定区域になって景観軸ということです。

ですから、昭和 41 年の計画決定の変更というのは、長い歴史からいいますと、非常に重大な変わり目でして、そこに関して、明確に都市計画審議会の中でどのような議論がなされてこうなったのか。防火保健道路という計画

決定ということですが、防火保健道路の幅員はどうであったのか。防火保健 道路というのは、当然環状緑地帯が緑地地域として入っています。その真ん 中に防火保健道路が来るわけですから、周辺の、要するに玉川上水と一体と なった環境を緑地地域として守るという二重の構造になっているわけです。

そのあたりも含めて、緑地側からのご説明が非常に不十分であったと思いますので、簡潔に計画変更の経緯、それに対して、どのように保護を考えたのかということについて、資料を出していただきたいと思います。

街路計画課長

私どもが調べた限りでは、道路サイドのそういう変更がみえてきたという 状況でして、いま先生からご指摘があった緑地をどう保全してきたのかとい う状況ですが、先ほど航空写真でお示ししたように、玉川上水というのは飲 み水であったということもあり、飲み水の中に葉っぱが落ちることは、相当 嫌っていた状況があります。そういう意味で、当初の時期というのは、いま のような繁茂したような形ではなくて、緑が被さるようなことは嫌っていた ような感じであったと伺います。

今回、私どもとしましては、防火保健道路は 50 mであったわけですが、そこの幅員をそのまま活用して、放射 5 号線として昭和 41 年に 50 mに変更しておりますが、さらに 60 mにして、むしろ担保され続けながらも、周辺が宅地開発されて、現実的にはどんどん宅地が迫って来ているという状況の中で、今回の道路の事業の中で緑を実現する、きちんと担保していくことを考えております。

公園緑地計画 担当課長

玉川上水の緑地につきましては、先ほどもご説明申しましたように、昭和32年12月に計画決定して以来、現実的には歴史環境保全地域とか、あるいは史跡指定とかいう形で保全されてきたということでして、基本的には、現在の状況と変わっていないということです。

委 員

私は、昭和 41 年の計画変更のときの議論がどうであったのかという、その事実について質問しているわけで、いまのお答えというのは、これからどうしようとか、そういうことですが、都市計画の事実としてどうであったのか、そのことだけ伺っているわけで、前回ご質問したことに対するお答えが、先ほど申したように、道路側からだけなので、非常に重要な都市計画変更ですから、どのような形で、どのような議論があったのか、それから保健防火道路に関してはどういう断面構成であったのかもわかると思いますので、そのあたりも含めて、もしそれが今よくわからないのであれば、皆さんたくさんお聞きしたいことがあると思いますので、時間がないのですから、私はとにかく資料を出していただければ結構です。

街路計画課長

保健防火道路は、当時もいろいろ議論があったようでございますが、我々としては、緑をどう守るかという議論がよくみえてこない議事録でして、例

えば、水道局において、水路を廃止することがどうであるとか、玉川上水全部を高速道路にするわけではございませんし、また、交通を通す道路にするわけではございません。この前後につきましては、水路が残りますとか、その程度の議論で、なかなか緑そのものを増やしていくとか、たぶん昭和 41年当時ですと、先ほどのスライドでお見せしましたように、周辺の状況がだいぶ違っているようなこともあって、委員の意識の中に、緑をどう残すというか、委員のいわれるような形の議論が読み取れない都市計画審議会の審議になっております。

先ほど来、伊藤が申しましたように、史跡とか、何とかというところは、まさに 23 mに指定されているわけではなくて、現状追認的にいま緑になっている 16 mとか、18 mとか、そうしたものが史跡の指定をされています。 23 mというのは、宅地化が迫っていたり、道路上に使われていたり、現地でご覧になれるような状況になっています。それを今回、道路の整備にあたって、具体的に未来に向かって実現し、担保していこうというのが、今回の検討の趣旨と考えていただければと思っております。

会 長

委員は、その昭和 41 年の変更がどうであったのかという事実を知りたいと言っていますので、その議事録なり何なりの写しを、この審議会に出していただくようにお願いします。いま答えていないのは、保健防火道路については、たぶん断面構成まで想定してあったのではないだろうかと言っておられますので、それがあるのか、ないのか、あるなら、どんな格好をしていたのかという資料を出していただければと思います。

都市基盤部長

あるものは当然お出ししますが、少し申し上げますと、昭和 41 年の変更 というのは、ここだけの変更ということではなくて、区部全体の都市計画道 路の見直しをしまして、それで変更したものでございます。したがって、審議会等々の意見についても、個別の路線を 1 本 1 本詳らかに議論したかどうか。私どもも調べてご用立てしますが・・・。

会 長

そんなことを、私はいま聞きたくない。要するに、事実を淡々と資料として出していただければ結構です。

都市基盤部長

お出しします。そういう状況があるということを一言付け加えさせていた だければと思います。

会 長

はい、わかりました。

委 員

前回、私も経過も含めて質問をしました。時間の関係もあるので、端的にいくつか聞きます。一つは、杉並区長がA・B・C案以外のものを、ということで都に要望した。それがBという形できたのですが、その経過がどうであったのかということを、私は聞いたわけです。先ほどの説明では納得できないのです。Aがいいといって、Bになったのがけしからんと言っているので

はなくて、A・B・C案以外の選択肢を求めたわけです。それについて、どのような論議がされて、このような形になったのか。区長の意見というのは、議会や環境審議会などの反映でもあるし、何よりも区民の意見を総合している、大変重みのあるものなのですが、そのあたりのお答えがまったくないというか、少しずれているということです。

それから、進め方の問題で、いろいろ住民の方も東京都の方に意見を上げているわけですが、例えば2,290件の中で賛成はどのくらいあったのか、反対はどのくらいあったのか、端的に数値で聞いているのです。いろいろまとまった葉書がきたとか、そんなことを聞いているわけではないので、数値を明確に答えていただければ結構です。

それから、私も「著しい」という表現がいくつか出ているので、ある程度、 程度で示してほしいと思います。騒音とかはもらっています。環境基準より も下なのか上なのかとか、そんなことを聞いているのではないのです。あの ような答弁では、ある面では時間の無駄という気がしているのですが。例え ば、生態系などについても「著しい」変化はない、こういう表現をしている わけです。「著しい」という表現は広辞林などを引くと、「程度が甚だしい」 こととあります。だから、「著しい」変化から、ずっとまったく変化がない まで、かなり広い概念があるわけです。一方、これをみると、例えば、生態 系のところでは、「影響はほとんどない」という表現も使われています。非 常に曖昧なのです。「著しい」変化はないということになると、言葉の使い 方として、これはかなり影響があると推測せざるを得ないのです。「ほとん どない」という表現も、また別なところにあるので。そのあたりは、もう少 し科学的にどういうことなのか。生態的系、ジャコウアゲハの例とか、15 人の意見の方などもいて、生態系などについて、まったくそのとおりと私は 思っているのですが、そのあたりの説明です。たしかに数値では表せない面 もあるかもしれないけれども、大変心配されているところでもあるので、そ のあたりの説明を前回私は求めたわけです。騒音とか振動は dB とか数値が あるので、そのようなことを私は聞いたのではないのです。

街路計画課長

私の言い方が誤解を生むと申し訳ありませんので、先ほどの 委員の質 問に対する私の答弁を訂正させていただきます。

当時の都市計画地方審議会では、陳情の方々が意見を述べていまして、その方々は緑を壊すのは問題ではないかとか、この計画では担保できないのではないかというような言い方をされています。ただ、委員の議論の中では、今のこの計画は、先ほど申し上げましたように、水路がなくなるわけではないとか、そういう議論で、問題はないのではないかという議論であったという意味でございます。

それから、先ほどの数でどうなのかということですが、端的に言いまして、計画の白紙を求めるとか、そういうのは2,290 通のうち2,276 通ということで99%、A案で実施を望む、B案で実施を望む、C案で実施を望むというのがそれぞれ2通、2通、3通です。案の種類によらず、促進というのが7通という内訳です。ただ、印刷物という形で、同じ形式の葉書で、ワッと一斉に出てきているということです。

「著しい」というのはどういうことなのかということですが、大気とか、騒音、そうしたものは技術指針の中にきちんとした数値がございますので、数値の議論がしっかりできる部分です。ただ、それ以外の環境についてどうかということですが、継続的に破壊が進むとか、そういうような形にはならないと考えておりまして、むしろ、現状のままの方が宅地化とか、不安定な要素が一杯あり、計画が担保されていないという意味では 25 mがきちんと実現して、担保され続けるということを踏まえ、「著しい」影響も含め「ない」というように考えているということでございます。

A・B・C案につきましては、先ほど申しましたように、トンネルの開削や掘割形式についても議論してまいりまして、かなりネットワーク上難しいとか、本線から防災活動ができないとか、側道が1本しかできないとか、なおかつ、片側1車線ずつの道路ですから、環境施設帯を作れないということもありまして、かなり緑もきちんと担保されないのではないかということも含め、それから、事業費が倍以上かかるということで、我々としては、社会経済情勢から考えて、実現可能な、採用可能な案ということでは、今の東京都の中では難しいと判断したということでございます。

委 員

そのA・B・C 3 案以外の選択肢を、杉並区は求めたわけです。今の論議では、答弁になっていないと思うのですが、もう1回お願いします。

会 長

いや、そのこと自身は答弁になっていると思います。そういう案を求めたけれども、例えば、地下案は難しいという判断を東京都はしましたという答をしているように、私は受け取れたのですが・・・。

委 員

いや、いわゆる C 案は、地下に入れるような形もあるのですが、つまりその 3 案以外のものを是非行って・・・。

会 長

C案は玉川上水を地下にする案で、いま言っているのは、道路を地下に入れるものとだいぶ違うのです。

委 員

ええ、その道路の地下案で行ってほしいという要求をしたわけではないわけです。別なものを考えてもらえないかということであったのですが、そういった自治体の首長の意見などが、どのように進め方の論議の中で生かされてきたのかという、このあたりを聞いているのが一つです。それと「著しい」ということと「影響はほとんどない」というのと、いろいろな表現を使って

いるのです。そういった面では、もっと丁寧な説明があってしかるべきと思いますが、この2点をもう1回お願いします。

街路計画課長

まず、地下案以外にあるのではないか、別ルートもあるのではないかという議論と思うのですが、地下案については先ほど・・・。

会 長

いや、そうではなくて、区長という区の代表が意見を言ったことに対して、 都という立場では、それに対する対応はどういうことなのですかということ です。

街路計画課長

地下案と別ルートも含めて、そうした意見に関しては、いままでも検討してきましたので、このA・B・C案以外に、別ルートに、新たな方々にご迷惑をかけて、物をつくるということは採用可能な案の中には含まれないという判断をいたしまして、A・B・C案が採用可能な案というように、私どもは考えました。

「著しい」という表現で、いろいろやるべきということなのですが、基準で数値的なものは予測可能ですが、 委員もそうなのかと思いますが、緑のメカニズムで、どこまで、どういう範囲で影響ができるかということについて、何割までという形で、いまの我々が環境局と行っている中では、その手法が確立されておりませんので、まったく影響がないという状況ではないでしょうが、先ほど申しましたように、継続的にものが壊れていくというような状態でなければ、「著しい」ということではないのではないかと考えて、説明させていただいたということと思います。

会 長

よろしいですか。ほかにどうぞ。

委 員

今日は地下案の説明があったのですが、これはどの段階から、正式に検討されて、正式に発表される機会はいままでにあったのか。つまり、この間のご説明のときには、 委員から新宿御苑の話が出たときに、今日のような具体的なお答えというか、ビジョンをあまり示していただけなかったので、何か急にお作りになったのかと感じてしまうのですが、そのあたり、やはり住民の方々も非常に気にしているわけですし、ほかの考え方はないものだろうかと皆さん強く考えておられるわけで、もし早い段階から、そういうことをしっかり検討されたのであれば、もっと早くお示しいただく必要もあったであろうし、そのあたりのご事情を伺いたいと思います。

街路計画課長

先ほどのスライドによる説明の中にもご紹介しましたが、パンフレットの中で、一番初期の段階が平成 12 年 3 月に環境配慮書を提出しまして、3 案を皆様方に提示しております。その中に、この記載が入っておりまして、いわば平成 12 年 3 月の前に、地下なり、堀割なりを検討して採用可能な案を3 案として皆様に提示したという状況ですので、その前に検討していたとご理解いただければと思います。

先ほど、スライドでお見せしました坑口のところの絵は、平成 12 年 3 月 当時にお示しした資料を、今回スライドでお示しております。緑の環境配慮書いう中の 39 頁に記載している中身を先ほどスライドでご説明したということです。

委 員

ネガティブな問題点というのを、今日お示しくださったのを、その時点で 全部同じように指摘されているというわけですか。

委 員

先ほど、スライドでお示しいただいた道路構造比較表というのを、もう 1回出していただきたいと思います。

この表なのですが、例えば、平面構造案にせよ、地下構造案にせよ、あるいはここでは出ていませんが、きっとオープンカットの案も、検討されたものと思いますが、住民の方からいえば、騒音の問題とか、大気汚染の問題とか、あるいは、玉川上水へのアクセスがどれだけしやすいかということが、かなり問題になっていたと思うのです。そういうクライテリアというのか、あまり評価されていない。ここではあまり検討の対象になっていないのではないか。あらかじめ、そういうのが排除されてしまったら、当然それは平面構造案がお金もかからないし、あるいは交通処理上もうまくいくということになっていて、もう少し住民の価値観に則した比較検討がなされてしかるべきであったのではないかという感じを持ちますが、いかがでしょうか。

街路計画課長

私どもとしましては、この中に「玉川上水の保全」、「緑の確保」という形で、ある意味ではそうしたものを盛り込んでおります。ただ、委員の言われるように、騒音とか、振動、大気汚染というのはこの中には入っておりませんが、採用可能な案に対して、環境の影響を評価するというようにステップを考えておりまして、そういう意味では、すべての案を平たく、環境も含めてチョイスするということではなくて、採用可能な案に対して、ご議論をいただき、環境の影響を評価していく。その段階で、環境に「これは完全に問題である」ということが出れば、また、サイクルが戻って、新しい案の選択という形で、総合アセスというのは回っていくのであろうと考えます。

委 員

2度にわたりますので、簡単に申します。採用可能な案というのが、やはり行政と住民の方で食い違ったのではないか。行政からいえば、こういう形で採用可能な案が検討されるというように考えられてきたと思いますが、住民からいえば、先ほど申しましたように、騒音とか、大気汚染、玉川上水へのアクセスのしやすさとか、そういうことを含めて、採用可能性があったかどうかということであって、そこであまりにも絞り込み過ぎた、あるいは行政の価値観で採用可能な案をA・B・C案に絞り過ぎたのが、ボタンのかけ違いであったのではないかと、私は思います。これ以上は、結構です。

委 員

何点か、お尋ねします。昭和 41 年の都市計画審議会での都市計画変更の際の議論ということで、先ほどと重複するかもしれませんが、甲州街道の拡幅は難しいとの判断をされたというように言われたと思います。これは、どのように、なぜ判断された理由をお尋ねします。難しいという判断された理由です。

アセスと区民の皆さんのご意見を伺う会を 17 回開催されているということでしたが、4割もすでに買収をされているというようなお話もあり、しかし一方では、十分に納得を得ていないというような、区民も非常に多くおられるという現状の中で、アセスというものが、評価した結果、駄目ならば、また違うことも考えていくというように回っていくという考え方を先ほど言われましたが、いまの状況の中ではアセスをするということは、もうそれは事業決定をして、作っていくことを前提に裏付けをしていくというようなものでしか捉えられない状況にあるのです。

その中で、区民との 17 回のやりとりの中で、意見をどのように、聞き置くということではなくて、反映されていこうとされたのかということです。それから、昭和 41 年の都市計画決定の際といまの環境の状況、あるいは社会の状況というのは、明らかに変わっていると思うのですが、そのあたりのところ、史跡指定された玉川上水という、手を加えてしまうと決して元に戻すことはできないという環境の保全をどのように、この時代変化を捉えておいでなのか。

それから、正式名称は忘れましたが、都市計画道路の方針を出されていますが、その中で、東京都として、道路の整備、今後の予算づけ、道路の整備 方針をどう位置づけておいでなのかということを伺います。

会 長 委 員

最後の、何をどう位置づけているのかということを聞きたいのですか。

今後の都政のあり方で、予算の配分、力の入れ方というか、結構「力一杯 道路は作っていく」というように、私にはいま見えるのですが、この放射 5 号線、あるいは外環については広域にわたるのでいろいろな考え方があるか と思いますが、こういった道路整備についての東京都の今後の都政の姿勢を 伺いたいと思います。

会 長街路計画課長

石原都知事に代わって、というところまでは無理かもしれないですが・・・。 まず、昭和 41 年の甲州街道再拡幅は難しいという話ですが、議事録の中にも、甲州街道の問題があり、ある程度甲州街道の改良も済んだばかりということで、当時完成したばかりの状況があったと思われまして、そこを再度乗り込んでいって、拡幅をしますというのはいかにも困難であろうという判断がなされたのではないかと考えております。

それから、委員の質問の途中で、4割買収したというお話がありましたが、私どもの説明は先行買収で、将来50mから60mにして、もともとは買わなくてはいけなかったところも先行で買わせていただけたというところが2割ございます。それから、財政状況が非常に厳しくて、先行買収制度はあるのですが、財政的な裏付けがなかなかなくて、ご要望があっても買わせていただけない部分があり、この間いろいろな方々から、是非早く買ってほしいということで、これは制度的には保証もしないというか、更地でないと買わないという制度なのですが、そうした状態で、ご自分で自宅とか、垣根とかを取り去って、平場にしても早く買ってほしいという方も含めて、それが約1割おられるわけです。元数を間違えていました。1割はすでに買収が済んでいて、希望を入れると4割になりますという意味です。申し訳ありません。

会 長

3割の人は、まだ買収していないけれど・・・。

街路計画課長

ご希望に添えないということです。

会 長

どういう意味で、ですか。

街路計画課長

ご自分で工作物、あるいは建物を自分で取り払うわけですから、負担をしていただく。本来、用地買収では移転とか、そういうのも全部お支払いさせていただいて、買わせていただくわけですが、それをご自分でされてでも早くという方々が3割程度いて、そうした方々のご要望にお答えできない。それが4割の面積に達しているということです。

それから、意見の反映につきましては、私どもは平成 12 年 3 月にその案をお示ししまして、環境配慮書とか、審査をいただいて、そういう仕組みの中で、いろいろな意見を、いただいたものを反映していこうということです。今回の説明会の中でも、作り方とか、使い方というのは、どんどん皆様方と一緒に作っていきたいと思っていまして、そういうような反映の仕方で区民の方々の意見を反映してまいりたいと考えております。

史跡の指定があった時代状況を鑑みて、どう考えるのかという質問があったかと思いますが、先ほど申しましたように、史跡指定は断面の中で、23 mのもとの中でも、一部現存として柵の中の部分が史跡指定をされているという状況でございまして、こういう中では、そこは今回橋をかけるということは万止むを得なく触りますが、触らないということで、なおかつ、それを守るために、全体の25 mの幅員を・・・・。国史跡指定というのは1番枠ですが、これが史跡指定をされまして、歴史的環境保全地区というのがその下の箇所でございます。都市計画区域というのは、一番下の区域で、私どもとしては、そこの斜線の部分、それ以降各断面がありますが、斜線の部分は一切触らずに橋をかけるところや、触らずにさらにそこを守るような、もしくは親しんでいただくような形で、都市計画の区域を25 mに定めて、道路の整備とあ

わせてきちんと担保すると考えていますので、時代状況も踏まえて、道路が 積極的に緑を実現するということで努力してまいりたいと考えております。

先ほどの整備方針で、東京都はまだ道路をどうなのかということですが、 今回の整備方針は、平成 16 年度を初年度として、12 年間の整備方針を策定 しております。この中で、2次の整備方針というのは、平成3年に作られた わけですが、180km ほどの重点的整備をするという箇所を定めました。今回 は、絞りに絞り込んで 130km まで絞り込んでいます。ただ、早期に整備を行 っていきたいということで、幹線系の道路、先ほど放射5号線のここだけが できていません。黄色い色で全体のネットワークをお示ししましたが、放 射・環状の区部ですが、補助線でも環状6号線と環状7号線の間の中野通り ですが、これはほぼ環状6号線と環状7号線の間に沿って、準環状道路的に 位置づけられているのですが、こうした補助線につきましては、おおむね10 力年でほぼ完成する形で、重点的に整備をしたいと考えており、これは東京 都として考えたということですから、引き続き、今後 10 年間、12 年間は、 精力的に骨格的な幹線道路の整備の必要性を、都としては考えているとご理 解いただきたいと思います。

長 会

よろしいですか。

委 員

約1時間14分ほど説明いただきましたが、何も問題はないというような 説明ではなかったと受け取っています。なぜならば、19回の地元説明会を開 催したということですが、この問題に対する住民との認識、対策、方向性に かなり落差や格差や隔たりがあると思います。よって、きたる原因というの は、どういうように考えているのかということと、それから住民の合意を得 る努力は今後どういうようにしていくのかについて伺います。

道路計画担当課長 19回の住民の方々との話し合いですが、こういった広幅員の4車線の道路 というのは、なかなか近くにないというようなこともございまして、環境に 対するご心配、それから、もともと計画が昭和 41 年に変更されたというこ とを取り上げられまして、その計画の策定の経緯が不明というようなこと、 それから環境への影響等をご心配されたというようなことでして、依然とし て計画についてご説明はしておりますが、なかなかご理解いただけない方も おられます。

> 一方で、道路を前向きに捉えて、地域としてこういう道路をどのような形 で活用して、また育てていけばいいのかということで、地元の商店街さん等 ともお話をさせていただいている中では、地域の活性化等との関連、それか ら、幅が広いということで、地域分断になるのではないかというご心配等も ございまして、それについてはできる限り、2車線2車線の道路ではござい

ますが、工夫して、そういったことが実感されないような道路にしたいと考えております。

それから、先ほど来お話している環境施設帯でございますが、こういった ものの整備にあたっては、地域の方々の参加を得まして、それで地域にあっ た、皆様方にとっても非常に使いやすくていい道路ができたと言われるよう な道路を作っていくために、一緒に協働して、整備していくための計画作り を、今後考えたいということをお話させていただいて、他の場所でもそうい った取り組みをしておりますので、そのあたりをこれから、また、さらに皆 様方にご説明して、ご理解を賜れればと思っております。

委 員

案を決めるにあたって、主たる要因として対費用効果、実現性、それから 住民の意見は採用可能なものと3点上げられましたが、やはり我々は身近に 住民と接していますと、住民参加、協働の時代ですから、採用可能なもので はなくて、その意見を最大限尊重していくというのが、いまの末端の行政手 法なのです。

ですから、東京都とずいぶん隔たりがあると思います。かつ 52 万を代表する区長が意見書を出していますから、やはり地元住民の意見と区長の意見を、最大限これだけ反映したというのが、ご説明の中に感じられないし、私には見えませんでした。

どのように、そこをいまの行政に対して、その行政手法を噛み合わせなが ら反映させてくれたのか、そのあたりのご見解を一つ伺いたいと思います。

街路計画課長

区長のご意見がA・B・C案以外の案ということであったということを踏まえて、私どもとしては、先ほど申しましたように、平成 12 年 3 月以前にもいろいろな検討をしながら、3 案をご提示しました。

委員が言われるように、我々としては、その「採用可能な」というのはそういう言葉で使っているわけで、いろいろなご意見が地元から出てきていることにつきましては、最大限取り組むような形で議論しております。

そうした意味では、環境施設帯の作り方を、例えば、他の地区ではワークショップ形式で一緒になって作っているということも行っておりまして、この放射 5 号線の性格からいって、そうした作り方、それから、いろいろ景観軸の議論がございました、そういう意味では道路だけで、景観軸だけが実現するわけではございませんので、区の方々、区長のご支援もいただいて、周辺の土地利用のあり方、地区計画のあり方というものについて、前向きに議論をさせていただければと考えています。

委 員

大きな道路ができますと、その沿道には当然大型の店舗が出店することが 予測されます。したがって、こうした状況の中でまちづくりをどうするのか。 日ごろから玉川上水に関わっている地元住民や、地元の商店等と、どのよう に協働して取り組んでいくのか。そのあたりが少し説明になかったと思うのです。そのあたりを一つご説明願いたいと思います。

道路計画担当課長 こういった道路ができる場合に、沿道の土地はかなり大型店等が設置されるというご心配をいただいておりますが、これについては、区の土地利用との関係もございますので、そういった区の関係部局等と、また、地元の商店街の方々等を交えた形で、整備、計画を検討していきたいと思っております。

この環境施設帯の作り方等につきましては、先ほど来お話していますように、ワークショップ形式をとりまして、地元の方々等のご参加、また、区のご参加をいただいて、どういう土地利用を踏まえた作り方があるかということを検討していきたいと思っております。

委 員 3点目として、都議会はじめ環境審議会と様々な意見が出されたものと思われます。こういった意見が、今度の案に対してどのように反映しているのか、どの程度きちんと案に取り込まれているのか、そのあたりはいかがですか。

道路計画担当課長 こういった意見は、当然ながら環境審議会等に意見書として上がって、それを踏まえて、いろいろと私どもに対して「こういった検討をしろ」というようなことで、意見をいただいております。それを踏まえまして、私どもとすれば、最終的には検討書という形でまとめてお出しするように考えております。

委員 それでは、これで終わりにしますが、仮に、杉並区の区長が東京都の案に 反対と言った場合、代替案を検討する余地はあるのかないのか、そのあたり は柔軟性を持っているのかどうか、それを一つお聞かせください。

都市基盤部長 区長の理解を得る努力は、引き続き最大限して参るつもりでございます。 環境アセスの調査の中で、環境に与える影響が平均の基準値以下であるという説明しかなかったわけですが、玉川上水の緑に与える影響というのも、はっきり示しておいていただきたい。そういった資料を出しておくべきということが1点と、それから50mから60mになったときに、1割、4割の買収希望や買収済みの話がありましたが、もう買収が済んでしまったところで、新たに5m拡幅するわけですが、そういったところ、一度もう協力して買収が終わっているところが、さらに5m拡幅するわけです。50mで買収してい

会 長 50 mの中の人は買収している。

委 員 買収している。その外側に広がっていくわけですが、そういったところの方々のご意見はどういうことになっているのか、お調べになっているのですか。そのあたりの資料をいただきたいと思います。

るわけですから。

街路計画課長

先行買収しているところは、確かに 50 mの範囲だけが先行買収できるわけですから、追加の 5 mは再度きちんとした事業認可を取って買収するという形で、お願いをさせていただきます。そうしたところは、どういうところがあるのかという資料を・・・・。

会 長

だから 60 mにしたところ、プラス 10 mのところの、例えば、早く売りたいという意向のある方がどれくらいいるか、というような情報はありませんか、こういうことです。

道路計画担当課長 いま先行買収ができない状況でございますので、こちらから積極的に接触 はいたしておりません。

委 員

時間なので、お願いだけしておきます。まず一つは、先ほど都市計画緑地内の土地利用の詳細を教えていただいたのですが、なるべく道路によって早期買収していくということですが、その中で、現在の公有地と民有地の割合、これを明示していただきたいとお願いしておりましたので、それを補足してお願いします。それが一つ。

それから、景観軸に関するご説明の、スライドのパワーポイントの中で、放射5号線が整備されると、むしろ緑がこんなに増えるという綺麗な絵があったのですが、あれはやはり道路の接道条件が違ってきますので、そういったことも考えますと、いまの緑が何の担保もなしに残るという保証はまったくないわけで、現実的な案といいますか、現実的な形で少し見直し、何らかの形であるものに関しては結構ですが、永続性の担保がまったくない民間の緑に関しては、そのまま「こんなに増えます」ということで書かれるのは、やはり説明責任上、非常に不信感を逆に生じさせることになるのではないかというのが第2点でして、書き直していただきたいということです。

それから、第3点。これは大変重要なことです。議案3の高井戸公園に関しては、今日は簡単に説明があったわけですが、議案3で現在の18.0haが17.4ha、つまり0.6haの純粋な減少になります。これは非常に重要なことで、これもこの前お願いしておいたと思うのですが、東京都におかれましては、都市計画公園を変更するときには、純粋な減少というのはここしばらく、少なくても10年はなかったと思うのです。減少する際には必ず代替の公園の面積を出して、しっかり面積を確保していたという事実がございます。この確認と、それから今回は方針が変わって、準公園という形で、いろいろ他のところで増やすというご説明がたぶんあると思うのですが、それでは、この具体的な高井戸公園に関しまして、都市計画公園の見直しというその方針、パワーポイントに出ましたが、それに基づいて具体的にどういう、要するに代替措置をとって、その純粋な減少というものを都市計画の案件としてお出しになるのか、そこのところのデータです。要するに、単に一般論として都

市計画公園の見直しをやりますということで、それで、いきなり飛んで、だから 0.6ha の純粋な減少をその案件として出すと言われても、それはいままで延々と努力してきているわけですから、やはりその減少に対する、どういう都市計画的な配慮、対応をするかということに関して、資料が必要と思います。

なぜ、そういうことを申し上げるかといいますと、現在は 18ha ですが、たまたま資料を持っていまして、高井戸公園の当初の計画決定は 36.36ha です。戦前に計画されて、先ほどの防空中緑地です。つまり半分になっているわけです。たった0.6haと言われますが、どんどん減ってきているわけです。ですから、そのために、都市計画審議会では、非常に厳格に純粋な減少ということに関して歯止めをかけようということで、過去 10 年、さらには 20 年間にわたって努力をしてきたわけです。たぶん、これは初めての案件です。純粋な減少は。

ですから、しっかりとした都市計画における、都市計画公園の減少に関するご意見、資料、代替案に対する文書、それをいただきたいと思います。いまでなくて構いません。

会長口頭では駄目なのですか。

委員 難しいのではないですか。

会長わかりません。

街路計画課長

委員の皆様方のパンフレットで、担保もされていない緑が書かれているから、担保されている緑を示せということですが、先ほどスライドであったのでよくおわかりにならない状況であったのかもしれませんが、36のスライドがいま 60 mの範囲の中だけで書いてあります。外は、ある意味では、こちらの土地利用の中で、緑の範囲を示しましたので、この外には緑がどこというイメージで、現況は緑であるけれど、あれは緑ではない。水色のところと実線のところだけが、いわば緑でございます。

準緑地ですか、先ほどの環境施設帯も入れていないという絵ですので、こうしたイメージはお示ししたつもりであったのですが、委員が言われるのは本当に準緑地と・・・。

委 員 違います。景観軸の図面です。

街路計画課長 景観軸の図面ですか・・・。

委 員 幅、両側 100 mで、パワーポイントの中に出てきましたよね。

街路計画課長 だから、そこだけを除いてほしいということですか。要するに、60 mの外は除いてほしいと・・・。

委 員 いえ、ですから、景観軸の議論をしているわけで、この現在の放射5号線 の中だけでは、その中だけを考えますと、緑の量は増えるということになる のであろうと思いますが、ここは景観軸の説明ですので、景観軸の全体で、 緑が将来とも増えるという議論は、非常におかしいのではないか。

つまり、これだけの幹線道路が通れば、周りに関しては土地利用が変わってきますから、その土地利用の影響で、永続する担保がないものに関しては、やはり当然なくなっていく。何もしなければ、ですけれども。ですから、これに関しては、おかしいのではないかと申し上げたわけです。

街路計画課長

担保されていないと委員自ら言われるとおりで、担保されていないわけで、 土地利用については、先ほど来申し上げているとおり、道路としても区の関 係部局がどういう姿勢で臨み、緑として継続して残していくのかどうか、と いう判断はこれからの議論であろうと思っておりますし、それをどう協力し て実現するのか。

一方、緑の計画制限が延々とかかり続けて、土地利用の転換ができないと、 地主の方々からはいろいろなご意見をいただいておりますので、我々として は、緑の担保をしつつ、具体的にコミュニティの方々というか、市民の方々 と議論をしていくということで考えております。

会 長

では、高井戸公園については何かコメントがありますか。それとも、すぐには答えられるはずがなくて、文書で用意しろと言っているのですが。

公園緑地計画 担当課長

それでは、まず 25 mの範囲内におきまして、必要な買収面積については、計画変更後 3.12ha になりまして、そのうち必要な買収面積が 0.8ha という状況になっております。それから、道路との関係で、公園緑地計画自体も見直ししておりまして、現在水元公園とか、あるいは砧とか、新宿西公園の計画変更に際しては、道路との整合をとるような形での、公園の面積の変更を行っています。そのような状況です。また、今後、先ほど申しましたように、答申を受けておりまして、多様な緑の中で公園緑地もつくっていくことを考えております。ですから、先ほど申しましたように、高井戸公園については純減いたしますが、道路の緑とか、あるいは河川の緑とネットワークを図りながら、全体として緑を増やしていくことを考えております。

会 長

委員の質問の趣旨はわかりましたか。要するに、純減する、そこに道路の中の緑もあるけれど、純減に対しては厳しく都の都市計画審議会では決めていたのだから、その変更理由をきちんとした文書で出してくださいと、こう言っているわけですから、それを用意してください。

逆に言うと、区の都市計画審議会ではなくて、都の都市計画審議会の方で必ず発言されるはずだから準備してくださいという予告編かもしれない。

都市基盤部長

東京都は、いままでは一人当たりの公園面積というような指標を用いて、 管理していたこともございます。それはそれであるのですが、緑率、緑全体、 水と緑、緑全体の率で目標にしていくということに、少し前回の都市計画 審議会の答申でそういう方向になっておりますので、そういう脈絡の中でご返事させていただきます。

それから、今日はA・B・C案に至る経緯ですとか、地下案あるいは掘割案も含めて、少しどういう問題があるとか、どういう状況になるという、そういう比較をさせていただきましたが、東京都としては、いまの案がベストであると考えておりまして、引き続き、皆様方のご理解を賜れるように、私どもとしては、最後にお願い申し上げたいと思います。

委 員

いま東京都の基本的な姿勢を示されましたが、素朴な質問をさせてください。大きな買い物や大きな事業は、金のあるときに行います。金のないときは行わない、あるいは延期する。

それから、もう一つは本当に必要があるのかどうか。住民がジャンジャン東京都に押し掛けて、やってくれやってくれと言うなら、これは必要性がありましょう。だけど、社会経済の情勢を踏まえてという説明もありましたが、必要性と住民ニーズが問題になった場合は、やはり事業延期で公共事業引き延ばし、中止、縮小とか、そういう時代ではありませんか。

ですから、本当にこの事業を、金がないとき、しかも住民がいろいろ疑問を持っている状況の中で、強く推進していく意味は何なのか。渋滞解消とありましたが、そのあたりを一つ説明してください。

街路計画課長

先ほど来ネットワークの議論とか、必要性の議論を説明させていただいています。確かに、東京都の財政状況は非常に厳しい。委員からも整備方針はどうなっているのかというお話をいただきました。

私どもとしては、10 カ年程度で、骨格的な幹線道路はおおむね完成させようということで、知事にも上げて報告しております。したがいまして、放射5号線は、先ほど来ご説明していますように、昭和40年代の前半から東京八王子線を1,000億かけて整備をしてきておりますが、唯一、未開通の区間ですので、一刻も早く整備をしていきたいと考えております。

したがいまして、ご理解を賜りながらという努力はたゆまず行っていきますが、その緊急度につきましては、地元の方々からも、先ほど申しましたように、4割の方々からは「早く買え」というようなことも言われている部分がございます。そうした意味で、整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

委 員

私の経験からいくと、新宿西口から方南通りというのがあります。それで、前に私も都市計画審議会委員になり参加したのですが、道路の見直しというわけで、前期 10 年、後期 10 年ということで、前期 10 年については責任を持ちます。しかし、後期 10 年については、社会経済の状況の変化があるから、何とも言えませんという中で、そういう緊急度、必要性なり、あるいは

そういう審議上からみれば、この放射5号線より、我々はやはり副都心の大動脈である方南通りの方が、もっと促進してもらわないとバランスが困るわけです。バランスがとれないわけです。もっと緊急度が高いのではないかと。そのあたりの縦割り行政で、こういうバランス感覚が、我々住民からみると、崩れていくのかどうか、そのあたりはどうですか。

街路計画課長

方南通りは避難場所とか、それからバス路線であるということで、広げる 方向で前期に位置づけているという経緯がございます。ただ、補助線であり、 なおかつ、広げる内容が停車帯もしくはバスレーンを広げるというような状 況でして、なかなかそれ以降の部分について、重点的に整備することが難し いという状況になっています。

今回の前期の見直しにつきましても、放射5号線は本来2次の事業化に入れておりましたので、その期間内で事業化するのが私どもの責務であったと認識しておりまして、3次にまた繰り越して入れるということに関しては、忸怩たるものがございます。

いずれにしても、放射5号線は、放射ネットワークの重要な路線と私ども は認識しておりますので、その他路線についての応変も含めて、ぜひご理解 を賜りますようよろしくお願いします。

会 長

では、今日は時間がまいりましたので、区の方の事務局から資料の説明を お願いします。

都市計画課長

それでは申し訳ございませんが、私の方から数点、ご説明させていただきます。

前回、地域住民等から提出された要望について、どのようなものがあるのかということでお話がございましたので、事務局の方で資料をまとめて、先日送付させていただきました。「杉並区都市計画審議会事務局に提出(入手)した要望について」というA4版2枚の資料でございます。これは、本日、また、お手元に差し上げた委員の方もおられますので、あとでご覧いただきたいと存じます。

これに関連しまして、前回の都市計画審議会で、地元住民の 協議会の代表である さんから要望が出されておりましたが、追加で一部、集計表の部分を差し換えたいという申し出がございましたので、ただいま席上に配付したいと考えております。「1月24日付差し換え分」という資料でございます。前回12月19日付で さんから出された資料の一部を、この直近の集計表に差し換えるというものですので、あとでご覧いただきたいと存じます。私の方から補足する説明は、以上でございます。

委 員

どなたか発言するかと思っていたのですが、どなたも発言されないので、 少し時間がオーバーしているのですが、発言させていただきます。

先ほど来、東八道路という道路の目的は、三多摩と東京都心を結ぶということで、私はそう理解しているのですが、その中央道の説明がなかったのです。それで、中央道にいま外環道ですとか、圏央道ですとか、いろいろ結びついておりまして、多摩と都心を結ぼうということで、向こうもかなり努力をして行っております。

これから、日本の国民というのは、だんだん少なくなる時代に入ってきておりまして、ここで遮二無二放射5号線を作ろうということが、はたして中央道、これは私たちの選挙区からいま出ている大臣が、高速道路を使いやすくするというようなことで、一生懸命になっていますので、中央道をどんどん使いやすくしてもらえれば、多摩地区と都心との交通の時間というのも、もっと短縮するのではないかと思っていますが、その点について、中央道の説明がなかったということで、東八道路を遮二無二作ろうということとの兼ね合いをお聞きしたいと思います。

街路計画課長

中央道の方は高速道路ネットワークとして、長いトリップをどんどん乗せていくということで、早期に整備されてきたわけでございます。それで、外環は、関越、東名、中央道、こうしたものが1回都心環状線まで回り込まないと分散できない、例えば、東名道から関越を使って新潟に行きたいと思えば、必ず都心環状線に入ってこなければならないということで、分散機能を確保しようということで、外環を計画しております。

それから、東八道路は、やはり一般の街路ですから、そこに暮らしている 方々が都心側に向けて進めていく。実態としては、甲州街道が同じ役割を担っているのですが、甲州街道はかなり混んでいる。

それから、中央道としては、サービスエリアがやや東八道路というのは北側にございまして、そうした幅広い範囲を東八道路は担っていくということで考えておりまして、人口の減少化の議論というのは、いま予測されているのは30年後などといろいろされていますが、我々としては交通量の微減はあるけれど、相変わらずある程度のトリップ数が出てくるだろうと考えております。先ほど来、ネットワークの中でお見せしましたように、ここの部分だけがいまだに出来ていないという状況を考えますと、やはり緊急度が高いと考えております。

委 員

では、東八道路というのは多摩地区と都心を結ぶ道ではなくて、生活道路 の一つというように・・・。

街路計画課長

そういうわけではございません。中央道ももちろん多摩地区と都心を結んでいます。東八道路も、もちろん多摩地区と都心を結んでいます。そういう

意味では、多摩地区と都心を結ぶという意味では、同じ道路性格を持っていますが、かたや高速道路でランプのところしか入れないという性格を持っていまして、東八道路というのは、あらゆる都市計画道路、南北道路や細かい都市計画道路とネットワークを組んで、徐々に集めて、都心に向かう動脈と私どもは考えております。

会 長

では、今日は時間をオーバーしたので、これくらいにしたいと思います。 東京都におきましては、今日の説明の準備を本当にありがとうございました。 ただ、委員さんはまだ納得できないところもありますし、資料請求も出まし たので、できたら次回も参加して、質問があったら答えられるような準備を していただきたいと思います。

それから、聞いていると東京都は「計画が決まったら、こういうことはできる」というように言っていますが、どんなこと、例えば、先ほどのワークショップであるとか、何かいろいろなことを言っているのですが、どうもこちらの皆さんの意見では、地元の意見がどこで採用されて、どのようによくなったのかというのがよくみえない。別なことを言うと、「いや、それはこの計画を決めていただいて、事業化になればやります」ということを言っておられますので、これは東京都としての意見というのを要求すると少しきついのかなと思いますが、やらなければいけないと何か義務づけてしまうのですが、もしその事業化に向けて「こういうことを行って、もっと住民の理解を得たい」とか、「住民の要望をこのようにしたらできるのではないか」というようなものを、東京都の名前で出すと少しきつくて、また何も出てこなくなったら困るので、あるいは杉並区の方が聞いたような格好で、そういうことを何かまとめていただけないでしょうか。

都の正式な意見というと制約がありますので、何かそこは少し緩和して、「こんなことまではできますよ」というのは、我々としても、住民とのいろいろな陳情なり、ここにいろいろな資料がきているので、それが何も達成されていない、東京都の態度は達成していないというように言われているので、「こういうことはやります」というのが本当にあるなら、ここに何かそういうことも、我々の答申を出すために、資料として参考にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

街路計画課長

私どもとして、先ほど申し上げましたように・・・。

会 長

私が言いたいのは、ドキュメントとしてほしい。要するに、口頭で言ったとか、なんとなく言った、言わないが、また水掛け論になってしまいますので、何か文書で出していただけるとありがたいと思っています。

街路計画課長

わかりました。

道路計画担当部長 いま会長が言われたとおり、それを受けまして、これまで地元の皆さんと

十分に意見交換をし、要望を受けながら行ってきた実例というのがいくつか ございます。そういうものを交えながら、今後、放射5号線のこの箇所につ いて、どのように行っていくかということも整理をして、文書でお出しした

いと思います。よろしくお願いします。

会 長 では、そういうことで、今日はこれで終わります。

都市計画課長 次回、第127回の都市計画審議会は、2月17日(火)午前10時から開催

させていただきたいと存じます。日程の調整方よろしくお願いします。

では、そういうことで、そのときはできたら、審議会としてはどんな答申 会 長

> を出すかという議論をメインにしたい。あるいはそのときに、もしかして時 期尚早であるという意見が出てくるかもしれませんし、都の原案に対してま ったく不同意という案も出るかと思いますが、それは、次回ここで議論をさ せていただきたいと思います。よろしくお願いします。どうも長時間ありが

とうございました。

ありがとうございました。 都市計画課長

【散 会】